

手数料等口座振替依頼書取扱規定

第1条 本規定による口座振替の対象

- (1) 本規定による口座振替の対象は、私(当社)が巢鴨信用金庫(以下「信用金庫」といいます。)に対して支払う証明書発行手数料、通帳・証書・キャッシュカード等の再発行手数料、振込手数料、入出金手数料、円貨両替手数料、貸金庫使用料、送付手数料、およびその他の手数料、費用、実費等(以下、手数料、費用、実費等を併せて「手数料等」といいます。)とします。ただし、本規定とは別の規定または別の個別契約に基づく口座振替は除きます。
- (2) 第1項にかかる手数料等の金額は、信用金庫との間において、別に合意した金額とします。

第2条 振替支払日(当日が信用金庫の休業日の場合は翌営業日)

振替支払日は、私(当社)が別途信用金庫と合意した契約書、特約書等(以下、「契約書等」といいます。)に定める約定のとおりとします。なお、振替支払日の約定のないものについては、信用金庫の指定した日とします。

第3条 預金口座振替

- (1) 私(当社)は、第1条に定める手数料等について、第2条の振替支払日に支払いをするため、各支払日までに支払相当額を指定振替預金口座に預入れておくものとします。
- (2) 私(当社)名義の預金の支払手続については、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振出または普通預金通帳および払戻請求書の提出なく、手数料等口座振替依頼書の指定振替預金口座から引落してください。
- (3) 振替支払日に指定振替預金口座の残高が支払金額に満たないときは、信用金庫はその一部の支払いにあてる取扱いはしないものとします。この場合、すみやかに不足額を預入れのうえ、その旨の申出をするので、損害金、その他の契約書等により支払うべき金額を加算し、第2項に準じて処理してください。
ただし、私(当社)が預入れの際その旨の申出を怠った場合には、信用金庫の都合により振替支払日が預入れ日より遅れることがあることを了承します。
- (4) 指定振替預金口座から引落す際に、他にも支払請求された公共料金、小切手、手形その他指定振替預金口座より支払いをなすべきものがあるときは、その支払いと第2項、第3項による引落しのいずれを先にされても差し支えありません。
- (5) 指定振替預金口座の変更または指定振替預金口座からの振替を解約するときは、直ちに書面により信用金庫に届け出ます。
- (6) 本口座振替については、信用金庫は、必要と認めた場合には、私(当社)に通知することなく解約できるものとします。
- (7) 指定振替預金口座を解約するときは、事前に、別の私(当社)名義の預金口座を指定振替預金口座として届け出ます。
- (8) 手数料等の口座振替に関して事故等が生じた場合には、信用金庫の責めによる場合を除き、私(当社)が損害、費用等を負担します。

第4条 規定の変更

- (1) 信用金庫は本規定の各条項について、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、予め店頭掲示、信用金庫ホームページおよびその他相当の方法で、規定を変更する旨および変更内容ならびに変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上

2021年1月